

令和7年度第1回野田市自立支援・ 障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時 令和7年5月26日（月）

午後1時30分から

場所 野田市役所 8階大会議室

1 開会

2 議題

- ・会長の選任について
- ・日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価方法について

3 報告

- ・専門部会の活動報告について

4 閉会

○野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成19年3月30日

野田市告示第60号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援の体制の整備を図り、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備するため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平24告示61・全改、平25告示50・平28告示238・令2告示186・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) 日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (5) その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

（平22告示159・平28告示238・令2告示186・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(平24告示61・平28告示238・令2告示169・一部改正)

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平24告示61・追加)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平24告示61・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(平24告示61・追加)

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市

長が委嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(平 2 4 告示 6 1 ・ 追加、平 2 8 告示 2 3 8 ・ 令 2 告示 1 8.6 ・ 一部
改正)

(意見の聴取等)

第 8 条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、
関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平 2 4 告示 6 1 ・ 旧第 5 条繰下)

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において行う。

(平 2 2 告示 1 5 9 ・ 一部改正、平 2 4 告示 6 1 ・ 旧第 6 条繰下、平
2 4 告示 1 6 9 ・ 平 2 7 告示 5 2 ・ 令 4 告示 7 6 ・ 一部改正)

(雑則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮って定める。

(平 2 4 告示 6 1 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正)

附 則

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日野田市告示第 1 5 9 号)

この告示は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 3 0 日野田市告示第 6 1 号)

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 8 月 2 9 日野田市告示第 1 6 9 号)

この告示は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日野田市告示第 5 0 号)

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 3 1 日野田市告示第 5 2 号)

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日野田市告示第 2 3 8 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市地域自立支援協議会要綱第1条の規定により設置された野田市地域自立支援協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項本文の規定により野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「新協議会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この告示の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの告示の施行の日に、新要綱第5条第2項の規定により新協議会の会長又は副会長に選任されたものとみなす。

(任期の特例)

- 4 この告示の施行に伴い新たに委嘱される新協議会の委員の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、附則第2項の規定により新協議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期満了の日までとする。

附 則（令和2年6月30日野田市告示第169号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項に規定する野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数のうちこの告示の施行に伴い増加した数を充当するため新たに委嘱される委員の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、同条第2

項の規定により委嘱された日から、その委嘱の際現に協議会の委員として委嘱されている者の任期の満了の日までとする。

附 則（令和２年７月２９日野田市告示第１８６号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日野田市告示第７６号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等	備考
岡田 吉郎	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会	
雨笠 均	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉司法書士会柏支部	
清本 健二郎	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センター のだネット	
小林 公平	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園	
平井 貴子	R6.10.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員協議会 野田部会	
新家 とし子	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市民生委員児童委員 協議会	
田中 愛	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援 センターは一とふる	
田中 洋介	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会	
中野 徹也	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協 議会（野田市成年後見支援セン ター）	
並木 徹	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者 基幹相談支援センター	
萩野 史啓	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田みどり会	
増田 雅樹	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田芽吹会 野田芽吹学園	
待山 弘	R7.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	NPO 法人 Earth as Mother 千葉 いくるば のだ	新
大野 祐子	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会	
加藤 満子	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会	副会長
小俣 文宣	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会	
吉岡 靖二	R6.4.1 から R8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市中途失聴者・難聴者の集い みみづくの会	
石井 周平	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談所	
本山 友行	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所 野田出張所	

氏名	任期	選出区分	選出団体等	備考
米 二貴	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田警察署 生活安全課	
加藤 憲三	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校	
後藤 史子	R7.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉 センター地域保健福祉課	新
石山 哲士	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市消防署	
小嶋 亮	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市人事課	
川嶋 文和	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課	
間々田 英示	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会指導課	
秋鹿 弥由紀	R7.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター	新
武田 真弓	R6.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市人権・男女共同 参画推進課	
中山 知子	R7.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市地域包括支援課	新
海老原 純一	R7.4.1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市子ども家庭 総合支援課	新

日中サービス支援型グループホームの報告・評価方法について

日中サービス支援型グループホーム

障がい者の重度化、高齢化に対応するために創設された共同生活援助の類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

本協議会で評価を実施する根拠

指定基準省令 第213条の10

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

課 題

日中サービス支援型グループホームが年々増加しており、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の限られた時間で全てを適切に評価することが困難になっている。

法人	事業所	指定年月日
ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪	令和元年9月1日
ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム野田尾崎	令和4年7月1日
社会福祉法人は一とふる	グループホームほっと（東安根本ホーム）	令和5年4月1日
社会福祉法人野田みどり会	ハーモニーホーム	令和5年10月1日
株式会社 AMATUHI	AMANEKU 野田中里	令和5年11月1日
ケアパートナー株式会社	パートナーガーデン愛宕	令和6年12月1日
株式会社 INNOVEL HEALTHCARE	イノベル野田上花輪（旧ふわふわ）	令和7年3月1日
株式会社 INNOVEL HEALTHCARE	イノベル野田尾崎（旧ふわふわ）	令和7年3月1日

（参考）R7 8件予定

R6 7件

R5 4件

R4 3件

R6 評価の流れ

- ・ 事業所に「報告・評価シート」の作成依頼（8月）
↓
- ・ 事務局取りまとめの上、委員に送付（9月）
↓
- ・ 本会に事業所を招集し、事業説明、質疑応答を実施。（10月）
↓
- ・ 委員意見を集約し、「報告・評価シート」を作成（11月）
↓
- ・ 会長確認の上、事業所及び千葉県に送付（12月）

R7 事務局案

- ・ 事業所に「報告・評価シート」の作成依頼（6月）
↓
- ・ 事務局取りまとめの上、委員に送付（7月）
↓
- ・ 書面で評価を実施いただき、事務局で意見を集約（8月）
↓
- ・ 会長、副会長、グループホーム等支援ワーカー、障がい者支援課担当で事業所を訪問。
毎年2～3か所ずつ訪問し、3年で全ての事業所を一巡できるようにする。また、委員の意見を
集約時に疑義が生じた事業所については、追加で訪問し説明を求める。（9月）
↓
- ・ 評価をまとめ、「報告・評価シート」を作成する（9月）
↓
- ・ 本会で報告し、自立支援協議会の意見として承認を得る（10月）
↓
- ・ 事業所及び千葉県に送付（11月）

令和7年度 本会開催予定

第1回 5月26日（月）13時30分から

→評価方法の変更について提案

第2回 10月17日（金）10時から

→評価結果を報告

第3回 1月28日（水）10時から

専門部会の活動報告について

専門部会	R 6 報告		R 7 予定	
	日時・場所	議題	日時・場所	議題
相談支援 部会	令和7年2月20日 午後1時30分 保健センター3階 第2会議室	・部会長及び副部会長の 選出 ・事例検討	令和7年7月	ライフサポートファイルの活用方法 (子ども部会、医療的ケア児者支援部会との合同開催)
			令和7年9月	千葉県医療的ケア児等支援センターぽらりすによる研修会の実施 (子ども部会、医療的ケア児者支援部会との合同開催) 就労選択支援の利用方法 (就労支援部会との合同開催)
			令和7年12月	相談業務を行う上での現状と課題
権利擁護 部会	令和7年2月28日 午後1時 市役所8階 大会議室	・部会長及び副部会長の 選出 ・障害のある方への虐待 通報件数・成年後見市長申 立件数(報告) ・障害者差別解消法「合理的 配慮」への対応の検討	令和7年7月	障害者差別解消法「合理的配慮」への対応の 検討
			令和7年9月	研修(合理的配慮について)
			令和7年12月	障害者差別解消法「合理的配慮」への対応及 び現状と課題
就労支援 部会	令和7年2月20日 午後3時30分 保健センター3階 第2会議室	・部会長及び副部会長の 選出 ・農福連携、優先調達への 取組について(報告) ・他機関連携について	令和7年7月	就労選択支援について
			令和7年9月	就労選択支援の利用方法 (相談支援部会との合同開催)
			令和7年12月	就労選択支援の現状と課題
子ども 部会	令和7年2月28日 午後3時30分 市役所8階 大会議室	・部会長及び副部会長の 選出 ・ライフサポートファイ ルについて	令和7年7月	ライフサポートファイルの活用方法 (相談支援部会、医療的ケア児者支援部会 との合同開催)
			令和7年9月	千葉県医療的ケア児等支援センターぽらり すによる研修会の実施 (相談支援部会、医療的ケア児者支援部会 との合同開催)
			令和7年12月	次年度に取り組むべき課題について

専門部会	R 6 報告		R 7 予定	
	日時・場所	議題	日時・場所	議題
医療的 ケア児者 支援部会	令和7年3月4日 午後1時 市役所8階 大会議室	・ 部会長及び副部会長の選出 ・ 令和6年度医療的ケア児等コーディネーター連携会議について	令和7年7月	ライフサポートファイルの活用方法 (相談支援部会、子ども部会との合同開催)
			令和7年9月	千葉県医療的ケア児等支援センターぽらりすによる研修会の実施 (相談支援部会、子ども部会との合同開催)
			令和7年12月	医療的ケア児等コーディネーター連携会議について
地域生活 支援拠点 運営会議	令和7年3月28日 午後2時 市役所7階 706 会議室	・ 議長及び副議長の選出 ・ 野田市障がい者基幹相談支援センターの運営状況や課題	令和8年3月	・ 野田市障がい者基幹相談支援センターの運営状況や課題 ・ 各専門部会からの課題